

平成28年度
主要重点施策の上期における実施状況等
(要約版)

～ 平成28年度第1回岩手地方労働審議会資料 ～

岩手労働局

1 東日本大震災からの着実な復興のための取組

(1) 復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

【現状】

復旧・復興工事のピークにより土木工事、住宅等建築工事の増加、人材・人手不足

沿岸地域の労働災害の増加が懸念

～ 県内全産業及び沿岸管轄署の建設業における死傷者数（合計）の推移～

年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27(9月末)	H28(9月末)
死傷者数（人）	1,201	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478	1,316	875	874
うち沿岸管轄署：建設業（人）	62	64	111	90	133	124	108	73	84（+11）

平成25年以降約2倍（震災前比較、平成27年は約1.7倍）、平成28年（9月末現在速報値）は増加

【取組】

墜落災害防止、重機接触災害防止、安全衛生教育の徹底

施工業者等に対する取組

- ・ 監督指導、集団指導、安全パトロール等の実施
- ・ 関係団体等と連携した講習会等の実施

工事関係者等に対する取組

- ・ 地区単位の連絡会議を沿岸4署で開催（発注者、団体、国等）
- ・ エリア別協議会を27カ所で設置・開催

(2) 復旧・復興工事関係労働者に係る労働条件の確保

【現状】

運送業、警備業、旅館業、介護サービス業及び水産食料品製造業でも長時間労働等の問題。
大船渡管内において復旧復興工事現場に従事する労働者が突然死する事件が発生。

【取組】

引き続き、計画的な監督指導、講習会等を実施。
「震災復旧復興工事での過重労働解消を目指す気仙会議」を開催（5月30日）。
県市町村等への発注者等に対する過重労働解消への要請。



気仙宣言採択の様子



県県土整備部への要請（7月15日）

(3) 震災復興関連求人の充足促進

【現状】

震災以降、求人数は震災復興関連求人等を中心に大幅に増加。

求職者数は離職者の再就職の進展等により減少。

特に、沿岸部においては、人口が減少する中で労働者数（雇用保険被保険者数）は震災前を上回り、求職者数が大きく減少。 求人の充足が課題。

最近の雇用情勢（平成28年10月）

- ・ 有効求人倍率（季節調整値）は**1.30倍**
平成25年5月以降42ヵ月連続1倍台、平成27年4月以降は1.2倍台で推移
- ・ 有効求人数（季節調整値）は**29,250人**（平成23年11月から60ヵ月連続2万5千人を超える水準が続く）
震災直前の平成23年2月（17,208人）に比べ約12,042人の大幅増加
- ・ 有効求職者数（季節調整値）は**22,425人**
震災後減少傾向が続いており、震災直前の平成23年2月（33,899人）に比べ約11,474人の大幅減少

【取組】

求人・求職双方へのマッチング強化

- ・ 正社員求人への転換や賃金の改善等の雇用管理改善を提案。
- ・ 求職者担当制を活用した支援体制の強化、希望職種への転換を含めた希望条件緩和指導。

マッチング機会を増やすために、就職面接会や事業所見学会を積極的に開催

ハローワーク利用者以外への求人情報提供

- ・ 求人情報を管内各自治体窓口の他、スーパーやコンビニの店頭で常備。
- ・ 求人情報を管内各自治体HPに掲載。
- ・ コミュニティFM局を通じた求人情報提供。

(4) 緊急雇用創出事業終了に伴う失業者の把握及び就労支援等

【現状】

震災離職者を一時的に雇用する緊急雇用創出事業が平成27年度で終了（一部平成28年度まで継続）。沿岸を中心に大量の離職者が見込まれる。

【取組】

対策会議の立ち上げなど地方自治体との連携による離職者の事前把握。
アシストハローワーク、就職面接会、事業所見学会等の実施による円滑な労働移動の促進。
求職者担当者制による応募書類の作成指導などきめ細やかな支援の実施。

(5) 東日本大震災からの本格復興に向けた公的職業訓練の推進

【現状】

震災復興関連等を中心に求人は高止まりで推移。
資格や経験が必要な求人も多いが、対応する求職者が少ない。 求職者の能力開発、人材育成の促進が必要。

○職種別求人・求職の状況（平成28年9月末日現在）

		岩手労働局計	沿岸4所計
建築・土木・測量技術者	有効求人	714	226
	有効求職	141	29
	求人倍率	5.06倍	7.79倍
社会福祉の専門的職業	有効求人	808	179
	有効求職	494	89
	求人倍率	1.64倍	2.01倍
食料品製造の職業	有効求人	1,234	481
	有効求職	556	175
	求人倍率	2.22倍	2.75倍

【取組】

企業の人材育成に関する支援の推進

- ・ キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金を活用した人材育成に関する助言を実施。

適切な訓練の受講あっせん及び受講者に対する就職支援

- ・ 職業相談を通じた能動的な訓練の受講あっせんを実施。
- ・ 公共職業能力開発施設と連携した訓練修了前からの就職支援を実施。

非正規雇用の若者をはじめとする労働者の中長期的なキャリア形成の支援(雇用保険の教育訓練制度の拡充)

- ・ 介護福祉士等の資格取得を目標とする養成課程などの訓練を修了した場合に支給する「教育訓練給付金」などの活用促進。

(6) 東日本大震災からの本格復興に向けた安定的な雇用創出への支援

【現状】

今までは一時的雇用も含めた量的な雇用の場の確保が求められていた。

本格復興に向け安定的な雇用の創出が重要な課題。

【取組】

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される企業が被災者を雇用する場合の事業復興型雇用創出助成金

沿岸の人手不足対策として、県外から失業者を雇用するために移転費用を負担した場合の事業復興型雇用創出助成金の一メニューである「移転費」の活用促進

2 「全員参加型社会」の実現加速

(1) 女性の活躍推進

○ 男女の均等確保対策の推進

【現状】

- ・雇用者全体に占める女性の割合（県内） 46.0%
- ・管理的職業従事者に占める女性割合（県内） 14.3% 「就業構造基本統計調査」(平成24年)
- ・採用や昇進等で男女間に事実上の差が見受けられ、女性が活躍できる職場環境の整備の推進が必要。

【取組】

男女雇用機会均等法に基づく指導及び周知

* 企業訪問による指導・助言等の実施 **ポジティブ・アクション実施のための助言等。**

- ・行政指導件数 - 98件（平成28年9月末現在）
（内訳）母性健康管理措置：60件、セクハラ対策：35件
妊娠等不利益：2件

・ポジティブ・アクション取組助言件数 - 95件（平成28年9月末現在）

* 労働者からの相談への対応 **企業に対する行政指導、紛争解決援助。**

- ・相談件数 - 49件（平成28年9月末現在）
（内訳）妊娠等不利益取扱い（マタハラ）：18件、セクハラ：14件

ポジティブ・アクション
男女労働者間の事実上の格差解消に
向けた企業の自主的、積極的な取組

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進等

- ・労働者数301人以上の義務企業の届出促進 100%達成（届出企業111社）
- ・労働者数300人以下の努力義務企業への周知・支援 届出企業15社（平成28年10月末現在）
- ・えるぼし認定制度の周知及び取組支援



(えるぼし)

○ 総合的ハラスメント対策の実施

27年度までの対応

パワハラ・解雇等に係る相談、紛争解決援助
均等法等に係る相談、指導、紛争解決援助
パワハラ防止等の啓発指導 労働基準部

総務部企画室
雇用均等室

28年度からの対応

雇用環境・均等室

労働相談の窓口を一本化
労働紛争の未然防止と解決の一体実施

3(7)個別紛争の 解決促進 参照

○ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

【現状】

- ・ 中小企業で、育児・介護休業規定の不備が散見。
- ・ 規定整備や制度周知が不十分な企業では育児休業等の取得率が低調。
- ・ 非正規労働者や男性の育児休業取得が進んでいない。

更なる規定整備の指導、
各制度周知が必要。

【取組】

育児・介護休業法に基づく指導及び周知

- ・ 改正育児・介護休業法説明会の開催。 28年10～11月 7会場で開催。
- ・ 介護離職防止のための介護休業制度等の周知。 28年10～12月 セミナー4回実施。
- ・ 規定整備、制度の周知。

個別企業訪問の行政指導等 行政指導件数60件（平成28年9月末現在）。

次世代育成支援対策の推進

- ・ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の促進。

届出企業数 - 690社 （内訳）義務企業453社（届出率100%）(平成28年9月末現在)
努力義務企業237社

- ・ 次世代法の認定「くるみん」、特例認定「プラチナくるみん」の取得支援。

くるみん認定企業数 - 28社（累計）、プラチナくるみん認定企業数 - 1社（平成28年9月末現在）

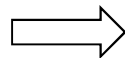


(プラチナくるみん)

○ 女性等の就業実現

【現状】

仕事と子育ての両立を希望するも、諸般の事情で就業できない女性等が相当数存在。



自治体と連携しての求職者の掘起しや両立しやすい求人の確保が必要

【取組】

マザーズコーナーにおける各種支援
(県内5安定所に設置)

・子供同伴で利用しやすい相談環境の整備と就職支援の充実

子育てイベントでの求職者の掘起し等

・ハローワークのPRの実施
・両立求人の積極的提供

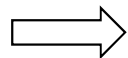
ひとり親に対する就職支援

・各種就職支援の実施
・助成金活用による就職促進

○ パートタイム労働対策の推進

【現状】

県内のパート労働者と一般労働者の1時間当たりの所定内給与額の賃金格差 64.2
(一般労働者=100)



パートタイム労働者の待遇について正社員との均衡待遇や納得感の向上が必要

「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

【取組】

パートタイム労働法に基づく指導及び周知

・パートタイム労働者の比率の高い事業所に対する均衡待遇や正社員転換推進措置等に係る法の適用の徹底。

企業訪問による指導 行政指導件数 - 182件
労働者等からの相談対応 相談件数 - 22件

(平成28年9月末現在)

○ 女性活躍の推進に向けた取組概要

女性活躍の推進

男女の均等確保
対策の推進
(男女雇用機会均等法)

女性の職業生活に
おける活躍推進
(女性活躍推進法)

総合的なハラスメント
対策の推進
(男女雇用機会均等法)
(育児・介護休業法)
(個別労働紛争解決促進法)

仕事と家庭の両立
支援の推進
(育児・介護休業法)
(次世代育成支援対策推
進法)

パートタイム労働対
策の推進
(パートタイム労働法)

女性等の就業
支援

・性別による差別禁止
事項、妊娠等による不
利益禁止事項の指導
、周知
・ポジティブアクションの
取組支援

・女性労働者の活躍推
進に関する責務の周知
・企業等に対する行動計
画 策定支援

・セクハラ、マタハラ、
パワハラ防止措置の
周知徹底

・改正育児・介護休業法
の周知・徹底(介護休
業の分割取得等)
・両立支援等助成金の
活用促進

・均等・均衡待遇指導、
周知

・子育てする女性に対
する就職支援
・ひとり親に対する就職
支援等
・助成金、職業訓練の
活用

(2) 若者の活躍促進

【現状】

平成29年3月新規学校卒業者の就職内定率は、高校・大学ともに過去最高水準。
若者を将来の岩手を担う人材として育成していくためには、県内就職内定割合の上昇を図る必要。
就職後の定着支援を通して早期離職の防止も必要。

新規学校卒業者の就職状況

新規高校卒業者（平成28年10月末日現在）

・ 就職内定率	全体	86.5%	（前年同期比 1.4ポイント上昇）	過去1番目（平成9年3月卒以降）
	県内	83.6%	（同 2.2ポイント上昇）	過去1番目（"）
・ 県内就職内定割合		63.6%	（同 2.2ポイント上昇）	過去6番目（"）

新規大学卒業者（平成28年10月末日現在）

・ 就職内定率	全体	60.0%	（前年同期比 1.9ポイント上昇）	過去1番目（平成22年3月卒以降）
	県内	54.2%	（同 4.6ポイント低下）	過去4番目（"）
・ 県内就職内定割合		40.6%	（同 1.2ポイント上昇）	過去1番目（"）

平成25年3月新規学校卒業就職者の3年以内離職率（ ）内は全国平均

・ 高校41.4%（40.9%） ・ 短大等40.2%（41.7%） ・ 大学38.4%（31.9%）

【取組】

新卒者・既卒者への就職支援

労働局及び岩手県主催の就職説明会・面接会及び首都圏UIJターソ面接会の実施。（平成28年度新規）

ジョブサポーターによる就職支援の実施。

職業講話、事業所（業界）説明会の実施。

「青少年雇用情報の提供」及び「労働関係法令違反の事業主等からの求人不受理」の実施。

「若者雇用促進法に基づく認定制度(ユースエール)」及び「若者応援宣言事業」による企業情報発信の実施。

就職後の定着支援

- ・ ハローワークの事業所訪問による定着支援の実施。
- ・ 就職内定者、若年社員層及び育成担当者層向け講習会の実施。

(3) 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

【現状】

人口減少の中で社会の活力を維持し、成長を持続させるには65歳以上の高齢者も含め、働く意欲のある高齢者が、生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要。

○高齢者雇用確保措置実施状況（平成28年6月1日現在）

岩手県内に本社を置く31人以上企業規模における雇用確保措置実施状況

・実施済企業

1,759社（99.4%） 全国99.5%

・雇用確保措置の内容

定年なし 39社（2.2%） 定年引上げ 338社（19.2%） 継続雇用制度 1,382社（78.6%）

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

・報告した全ての企業（1,769社）のうち希望者全員が65歳以上まで働ける企業

1,530社（86.5%） 全国1位、全国74.1%

・実施している制度の内容

定年なし 39社（2.2%） 65歳以上定年 338社（19.1%） 65歳以上継続雇用制度 1,153社（65.2%）

【取組】

「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進

- ・雇用確保措置未実施企業に対して、個別訪問による企業名公表も視野に入れた的確な助言・指導を実施。

高齢者の再就職支援の充実・強化

担当者制による職業相談や
チーム支援等による再就職支
援を充実強化。

就職に必要な資格取得やスキル向
上等のための技能講習及び公共職
業訓練の実施。

軽易な就業を希望する高齢者の
受け皿としてシルバー人材セン
ター事業を推進。

(4) 障害者等の活躍推進

【現状】

民間企業における障害者の雇用状況は、実雇用率・雇用障害者数ともに過去最高を更新しているものの、依然として法定雇用率（2.0%）を下回っており、また、法定雇用率を達成している企業の割合も54.1%に止まっている。特に、新規障害求職者数の伸び率が高い精神障害者を中心に、障害者雇用の促進を図るため、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、中小企業の障害者雇用への不安を解消していく必要がある。

○障害者雇用状況

民間企業における雇用状況（平成27年6月1日現在） 岩手県内に本社を置く50人以上規模企業（923社）

- ・ 実雇用率 1.99%（前年比 +0.06P：過去最高を更新）〔全国1.88%〕
- ・ 雇用障害者数 2,765.5人（前年比 +4.2%：+111.0人）：過去最高を更新）

岩手県内ハローワークにおける新規障害求職件数（平成28年3月末）

- ・ 1,920人（前年度比 2.5%：50人）
障害種別内訳：身体597人（前年度比+0.7%） 知的313人（同 18.9%） 精神866人（同 +1.3%）
その他144人（同 +5.9%）

【取組】

精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進

障害者トライアル雇用事業による精神障害者等の更なる就職促進

ハローワークに精神障害者、発達障害者、難病のある人への専門的支援をする相談員を配置し、求職者、事業主双方への支援を実施

中小企業に重点を置いた支援策の実施

障害者と中小企業のマッチングの向上に向け、就職面接会を積極的に実施

障害者本人や企業の障害者雇用への不安の解消に向け、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会を実施

各企業における障害者雇用の阻害要因等を踏まえた指導・支援の実施

障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針の周知について

3 公正、適正で安心して働くことができる環境整備

(1) 働き方改革の推進・過重労働の解消

【現状】

平成26年 平均年間総実労働時間 1,892時間（全国平均1,788時間、全国2番目の長さ）

平成26年 平均年次有給休暇の取得率 46.8%（全国平均49.4%、全国30番目の取得率）

【取組（働き方改革の推進）】

「岩手労働局働き方改革推進本部（本部長：局長）」のもと、地域のリーディングカンパニー等の経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）。 局長による訪問7回（平成28年4-10月）

働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（取組事例の収集、情報発信等）。

「働き方・休み方改善コンサルタント」等による改善指導等。 132回（平成28年9月末現在）

【取組（過重労働の解消）】

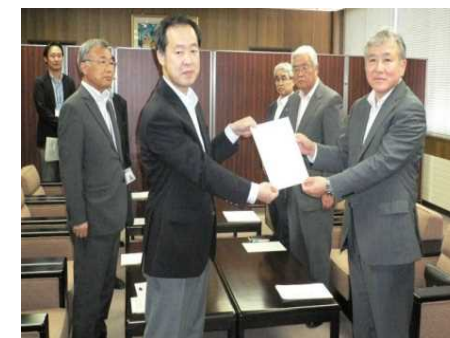
時間外労働時間数が80時間超の事業場へ全数監督。

県内労使団体への要請による周知。

長時間労働の指導を総括する過重労働特別監督監理官を設置。



「過重労働解消キャンペーン」リーフレット



運輸支局との県トラック協会への要請
(7月25日実施)

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

【現状】

休業4日以上¹の死傷者数(全業種) 平成22年から平成26年まで5年連続増加、平成27年には減少したが高止まり
平成28年(9月末現在速報値)の死傷者数(全業種) 休業4日以上 874人(前年同期比1人(0.1%)減)
死亡者数 15人(同1人(7.1%)増)

業種に共通する業種横断的な対策に係る死傷者数

- ・「転倒」：209人(前年同期比+8人、+4.0%) 全業種の23.9%(昨年より0.9ポイント増加)
- ・「交通事故(道路)」：48人(前年同期比-3人、-5.9%) 全業種の5.5%(昨年より0.3ポイント減少)

本年、特に増加した業種

- ・建設業のうち木造家屋建築工事業：61人(前年同期比+16人、+35.6%)
- ・商業のうち小売業：98人(同+19人、+24.1%)
- ・保健衛生業のうち社会福祉施設：58人(同+19人、+48.7%)

死亡者数が多い業種

- ・建設業で6人(前年同期比±0人)、農林業で4人(同+3人)

メンタルヘルス対策の状況

- ・ストレスチェック制度の実施状況(昨年12月施行)

51.0%の事業場で実施、11月までに92.9%の事業場で実施予定(自主点検結果(50人以上の1,254事業場、9月末時点))。

【取組】

労働災害発生防止の取組

- ・業種横断的な取組 「STOP! 転倒災害プロジェクト」、
「交通労働災害防止対策」等の周知・要請
- ・重点業種(災害多発業種) 監督指導・集団指導等の実施

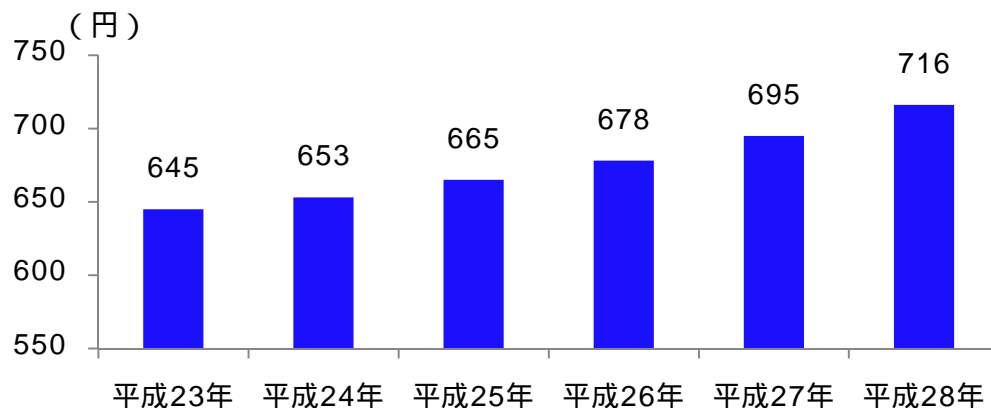
法改正による新対策

- ・ストレスチェック 未実施事業場への的確な指導
- ・化学物質のリスクアセスメント
SDS交付義務対象物質製造・取扱事業場への的確な指導
SDS.....安全データシート

(3) 最低賃金制度の適切な運営

【現状】

岩手県最低賃金は、最近5年間で71円引き上げ（平成28年10月5日発効 716円 +21円 引上げ率：3.02%）。



岩手県特定（産業別）最低賃金額も引き上げ（12月11日発効予定）。

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
772円 790円(+18円 引上げ率：2.33%)

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
758円 774円(+16円 引上げ率：2.11%)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
740円 756円(+16円 引上げ率：2.16%)

自動車小売業
781円 800円(+19円 引上げ率：2.43%)

各種商品小売業
752円 767円(+15円 引上げ率：1.99%)

【取組】

改正された最低賃金額の効果的な周知（労使団体、地方公共団体等の広報誌）。
最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施。
賃上げ企業への助成（支給要件有り）。

(4) 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

【現状】

非正規雇用労働数は雇用者全体の3分の1を超え、高い水準で推移。
非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善の強力な推進が必要。

○正社員求人等の動向

正社員有効求人倍率（平成28年10月現在）

- ・ 0.74倍（前年同月比 +0.05 P：80カ月連続前年同月以上）〔全国0.92倍〕

ハローワークの就職件数に占める正社員割合（平成28年10月現在）

- ・ 36.8%（前年同月比 +0.4%）〔全国44.9%〕

【取組】

非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善

岩手県と労働局で組織する「岩手県正社員転換・待遇実現本部」において、不本意非正規雇用労働者への対策強化。

非正規雇用労働者の正社員転換や人材育成の取組支援のため、キャリアアップ助成金の活用促進。

労働者派遣制度の見直しの着実な実施

(5) 人材力強化・人材確保対策の推進

【現状】

人口減少が全国より進んでいる岩手県においては、労働者個人の生産性向上が重要。
キャリア形成支援の促進が必要。

福祉分野や建設・運輸分野などにおいて構造的な人材不足が深刻。
雇用の視点での人材不足対策を充実させる必要。

【取組】

労働者のキャリア形成支援

- ・ 人材育成に取り組む企業へのキャリア形成支援助成金などの支援、産業界で活用される職業能力評価制度の構築。

人材不足分野等における人材確保対策の推進

福祉分野においては、福祉人材コーナーを中心に地方自治体や関係機関と連携しつつ就職支援、求人充足の支援。

建設分野においては、建設人材確保プロジェクトにより未充足求人のフォローアップを推進する。

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

- ・ 各企業の魅力を高め人材を確保するために、職場定着支援助成金の支給や企業に対するアドバイスやセミナーを実施する雇用管理改善促進事業を実施し、企業の雇用管理改善を支援する。

（ 6 ） 地方創生に向けた取組の推進

【現状】

人口減少と地域経済の縮小を克服するため「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶ好循環の確立が急務。

直接岩手に必要な人材を呼び戻す取組の充実も必要。

【取組】

地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- ・ 岩手県主催の「いわてで働こう推進協議会」などの協議の場を有効に使い、地方自治体や教育関係機関、企業、業界団体が地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材育成・確保、処遇改善などを行政の立場から支援。

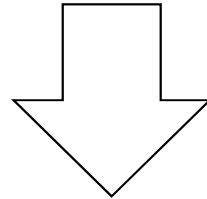
U I J ターンの推進

- ・ 岩手県が東京に設置している「Uターンセンター」や首都圏の労働局等との連携による28年度から実施する労働局主催の首都圏での合同就職面接会の効率的な実施。

(7) 個別労働関係紛争の解決の促進

- ・平成28年度より、労働局の労働相談窓口を一本化。
- ・パワハラや解雇等に関する相談とセクハラやマタハラ等に関する相談を局総合労働相談コーナーで対応。
- ・個別の労働紛争を未然に防止する取組と解決への取組（調停・あっせん等）を一体的に実施。
- ・労働基準監督署の総合労働相談コーナーと連携して対応。

2(1)女性の活躍推進
「総合的ハラスメント対策の実施」参照



【背景】

- ・「いじめ・嫌がらせ」の労働相談が最も多く増加傾向。
- ・均等法等の関係ではマタハラ相談が最も多い。セクハラ相談も依然多い。
- ・職場のハラスメントではセクハラ、パワハラ境界があいまいなことが多いため一体的な対応が必要。

労働相談の利便性向上、複合事案対応の迅速化

【労働相談の状況】 28年9月末現在 一部再掲

総合労働相談の状況

・総合労働相談コーナーにおける相談件数	5,302件	(前年同期	5,323件、	0.4%減)
・個別労働関係紛争に係る相談件数	1,481件	(前年同期	1,504件、	1.5%減)
うち、「いじめ・嫌がらせ」	508件	(前年同期	542件、	6.3%減)
・助言・指導件数	59件	(前年同期	90件、	34.4%減)
・あっせん件数	30件	(前年同期	30件、	増減なし)

均等法等の相談状況

・男女雇用機会均等法に係る相談件数	49件
・育児・介護休業法	209件
・パートタイム労働法	22件

- ・総合労働相談件数は平成20年度から1万件前後で高止まり。
- ・個別労働紛争関連では「いじめ・嫌がらせ」の相談が最も多い。（4年連続1,000件を超える見通し。）
- ・助言・指導やあっせんは「いじめ・嫌がらせ」の事案が多い。（昨年度も同じ状況）

- ・均等法関連の相談では「妊娠・出産に係る不利益取り扱い」（マタハラ）が最も多い。
- ・育児・介護休業法関連では「規定整備に関するもの」が多い。

4 行政展開に当たっての基本的対応

1 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

四行政(労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等)間の連携を一層密にし、各種施策を総合的、一体的に推進する。

平成28年4月に新たに「雇用環境・均等室」を設置

- ・ 男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた総合的な行政を展開。
- ・ 事業所の訪問に、各行政で関係する業務を一体として実施することにより、業務の合理化・効率化を推進。

2 計画的・効率的な行政運営

- ・ 地域の実情を踏まえた行政運営方針の策定。計画的な行政運営の実施。
- ・ 行政事務の簡素合理化と業務の重点化による効率的な行政運営の実施。

3 地域に密着した行政の実施

地方公共団体との連携

- ・ 岩手県・北上市と労働局との雇用対策協定に基づく雇用対策の推進。
- ・ 岩手県・盛岡市と労働局との協定に基づく一体的実施事業の推進。等

労使団体等関係団体との連携

- ・ 「岩手地域産業労働懇談会」の開催。
- ・ 「岩手地方労働審議会」の開催。等

(注)一体的実施事業：希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業。

4 積極的な広報の実施

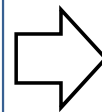
【現状】

毎月末の「報道関係記者懇談会」の開催

- ・ 局長から「一般職業紹介状況」をはじめ各行政における重要施策等を発表。
- ・ 分かりやすい情報発信。

労働局ホームページを通じたタイムリーな広報資料の提供。

署所の広報媒体、自治体、労使団体の広報紙等の活用、ラジオ、鉄道広告等を利用した幅広い広報。



【取組方針】

- ・ 県民全体の労働行政の理解と信頼を高めるため、引き続き、積極的に広報活動を推進
- ・ 県・市町村や労使団体と連携し、各広報誌等を活用することによる幅広くかつ効果的な広報を実施

5 労働法制の普及等に関する取組

【現状】

労働法等の知識は学生が就職する際やアルバイトをする際にも役立つ。
労働法制の普及は、関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止することにもつながる。

「労働関係法規セミナー」等を開催

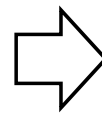
5 大学、2 短大、7 高校等

(合計約1,238名、前年同期約570名)

「アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン」の実施

(4～7月)

- ・ 学生アルバイトの適正な労働条件について周知広報
- ・ 関係団体に対して周知を依頼
- ・ 労働局内に「若者相談コーナー」を設置
- ・ 2 大学において出張相談を実施



【取組方針】

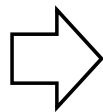
引き続き、労働法制の普及、高校等への労働法教育の必要性の周知の取組等に加え、労働法制の普及、労働トラブルに関する相談先の周知、職場定着や早期離職防止等に多面的に取り組む。

- ・ 労働関係法規セミナーの実施
- ・ ハローワーク等における若者向けセミナー等

6 保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

【現状】（平成28年10月末時点）

- ・ 個人情報漏えい事案件数 3件（平成27年度3件）
内訳： 誤交付1, 誤送付1, 紛失1
- ・ 行政情報公開請求（開示等）件数 3件
- ・ 保有個人情報開示請求（開示等）件数 18件

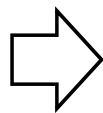


【取組方針】

- ・ 個人情報（マイナンバーを含む）の厳格な管理の徹底
- ・ 行政情報、保有個人情報の開示請求への的確な対応

7 綱紀の保持と行政サービスの向上

- ・ 法令遵守の徹底
- ・ 適切な会計事務処理
- ・ 行政サービスの一層の向上



【参考】

- ・ 岩手労働局法令遵守委員会（平成28年4月,9月）
- ・ 岩手労働局公共調達審査会（平成28年9月）
- ・ 岩手労働局公共調達監視委員会（平成28年9月）